

放課後デイサービスふくろう 防災マニュアル

<基本的な考え方>

1. 人命の保護を最優先する。
2. 施設を保護し、業務の早期復旧を図る。
3. 余力がある場合には近隣住民や施設に協力する。

第1章 想定される災害および対策

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあるほか、交通・道路網が遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定される。さらに、電気や水道、ガス等のライフラインが使えなくなることや、建物が使えなくなることもあり得る。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があると考える。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

(2) 火災(火事)

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要である。火災で施設が全面的に(または一部が)使えなくなった場合の対応も想定しておく必要がある。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3) 台風・大雨(風水害)

台風や集中豪雨で土砂崩れや大規模冠水が発生し、交通の遮断や敷地の一部が崩壊、浸水する等の被災が想定される。また、それに伴う停電等も想定されるなど、孤立した際の対応も想定しておくことが重要と考える。

⇒ 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

⇒ 社会福祉施設避難確保計画に準拠

第2章 災害時における緊急の組織体制

I 災害対策班

(1) 設置時期

災害対策班を、震度5強以上の地震、その他の大災害発生時に設置する。

(2) 設置場所

放課後等デイサービス ふくろう (札幌市北区北32条西12丁目1-15)

※必要機材 電話機、携帯電話、ファックス、パソコン、プリンター、複写機、利用者児童名簿、職員名簿、救急箱、飲料水、非常食料など

(3) 組織内容 (災害対策班)

班長:管理者 — 副班長:児童発達支援管理責任者 — 班員:常勤指導員

(4) 任 務

- ①被災状況(災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺)の情報収集、記録、報告
- ②震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表
- ③利用児童の安否の把握
- ④職員の安否の把握
- ⑤職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥救出・救助の応援指示
- ⑦札幌市および関係施設との情報交換、支援要請

2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網(利用児童、職員の安否確認・緊急動員)

緊急連絡網はグループラインを使用する。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。(定型文で迅速化を図る)
- ③被災、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ④この緊急連絡網は、災害対策班からの情報伝達用連絡網としても使用する。

3 情報の収集と提供

(1) 収集方法等

①情報収集項目

人的被害	<input type="checkbox"/> 利用児童や従業員の被害状況	<input type="checkbox"/> 従業員の家庭の被害状況
自社の被害	<input type="checkbox"/> 建物・設備・配管などの状況	<input type="checkbox"/> 通信、情報システムの状況
地域の被害	<input type="checkbox"/> 周辺の人的被害や建物被害	<input type="checkbox"/> 道路状況や交通規制
	<input type="checkbox"/> 公共交通の被害	

②情報収集方法

テレビ、ラジオ 電話、携帯電話、FAX
パソコン、ビデオカメラ グループライン(緊急連絡網)

③インターネットやラジオによる情報収集先

情報収集項目	収集先
AMラジオ(kHz)	HBC ラジオ(1287)、STV ラジオ(1440) NHK 第1(567)、NHK 第2(747)
FMラジオ(MHz)	NHK・FM(85.2)、AIR-G'(80.4) NORTHWAVE(82.5)

コミュニティFM	ラジオカロスサッポロ(中央区 78.1) FM アップル(豊平区 76.5)、 三角山放送局(西区 76.2) さっぽろ村ラジオ(東区 81.3)、 FM ドラマシティ(厚別区 77.6) ラジオノスタルジア(中央区 78.6)	
コミュニティFM インターネット放 送	サイマルラジ オ	http://www.simulradio.jp/
気象情報	札幌管区気 象台	http://www.jma-net.go.jp/sapporo/
	気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	北海道防災 情報	http://www.bousai-hokkaido.jp/pc/
	北海道防災 情報	http://www.bousai-hokkaido.jp/mobile/
	気象庁 地震 情報	http://www.jma.go.jp/jp/quake/
	気象庁 火山 情報	http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/volcano.html
	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
公共交通情報	札幌市公共 交通	http://ekibus.city.sapporo.jp/
	JR 北海道	http://www.jrhokkaido.co.jp/ http://mobile.jrhokkaido.co.jp/webunkou/
	(財)日本道路 交通情報セン ター	http://www.jartic.or.jp/

④情報収集の項目 情報収集の方法・担当者

利用児童・職員の安否確認・緊急連絡網により確認(担当:常勤指導員)

⑤被害状況の把握と記録-I

(建物)

- ・事業所職員が収集
- ・建物の被害調査を、建築業者に依頼

(設備、物品等)

- ・事業所職員が収集
- ・業者に被害調査を依頼

⑥ライフラインの被害状況(水道、電気、ガス、電話 他)

- ・災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集

(2)注意事項

- ①職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出務中の職員)
- ②けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を図る。

- ④災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる

4 避難等

・北陽小学校

参考資料

「地震」：応急対策のポイント

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。(窓ガラスからも離れる)

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。

(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます)

⑤ 危険な場所には近寄るな

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。

⑥ かけ崩れ、津波などに注意

かけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

「震災」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。

揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。

また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいです。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

「風水害」：応急対策のポイント

(1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。

特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

通所施設で風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくといいです。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

改訂等

平成30年7月1日より施行する

平成30年10月1日(改訂)

令和2年12月1日(改訂)

令和6年12月25日(改訂)